



令和7年12月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

## 御上先生に続き、税理士がテーマに！

秋祭りのシーズンが終わり、急に冷え込んできました。(10月31日執筆) おかげ様で、少し風邪をひきました。

さて、先日、税理士が主人公のドラマが放映されていると聞いたので、早速、ネットフリックスにて視聴しました。タイトルは、「ザ・ロイヤルファミリー」。題名から想像したのは、もの凄くリッチな一族がいて、一族の顧問税理士が相続の修羅場を解決していく。そんな内容なのかなと思っていました。

ところがどっこい！税理士事務所を辞めて、競馬業界にのめり込んでいくお話です。つまり競馬がテーマのドラマです！税理士関係ねえ～(笑)。まだ序盤なので、今後税理士として活躍するシーンが出るかもしれません。いや、それを期待しながら、ドラマの続きをみたいと思います。

ドラマの主人公として描かれる土業としては、圧倒的に弁護士になるかと思います。どうしても税理士や社労士、司法書士っていうのは、主人公になれないんですよね。遺産相続の2時間サスペンスドラマとかにちょい役で税理士が出てくるっていうのは、よく見ますが(;'∀')。

業務が特化しすぎて、面白くなりにくいのが原因もあると思いますが、税理士の平均年齢は60歳オーバー。なので、主人公には、おっさんすぎるかもしれません。ロイヤルファミリー主人公の妻夫木聰も実年齢は44歳。なので、劇中では、中堅税理士といった感じがありますが、実際の税理士全体でいくと、かなりの若手ですね。ちなみに、皆様ご期待の2026年放送「VIVANT」続編の堺雅人52歳、「キャスター」阿部寛61歳。「御上先生」松坂桃李37歳、「元祖三上先生(私)」49歳(11月15日で50歳！)。調べてみたら、意外におっさん主人公も多いな(笑)



## 年末年始休業日のお知らせ

**年末年始休業日：令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)**

※ 年内の通常営業は12月27日(土)までとなります。

年始は1月5日(月)より通常営業致しますので、

何卒よろしくお願い申し上げます。



本店  
便り

## 令和7年分の所得に関する「年収の壁」

文責：亀田

令和7年も早12月となりました。今年はいわゆる「年収の壁」について、大きな議論が巻き起こった年でした。

一般に、「その年の収入が給与だけの単身者の場合は、各種天引き前の給与合計額が○○万円までは□□がかかるない」ことを「○○万円の壁」と言ったりしますが、最終的に令和7年分の所得税は「160万円の壁」となり、それ以上の収入の方や給与所得以外の所得のある方も段階的な減税が実施されることとなりました。また、それに伴い、税務上の扶養に入れるができる方は、給与収入のみの場合で123万円以下の方(19～22歳の方は150万円以下なら控除額最大)、配偶者の方は160万円以下なら控除額最大となりました(扶養する方等の所得制限有り)。

<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

ところで、これは「所得税」についての話です。では、所得税と同じように収入に課税される「住民税」についてはどうなったのでしょうか。

まず、住民税は均等割と所得割の2通りで課税されますが、どちらも課税されないための「壁」は市町村ごとに異なっており、これまで「97万円の壁」や「100万円の壁」などでした。今回、一律10万円が引き上げられることとなり、例えば春日井市は「97万円の壁」でしたが、「107万円の壁」となりました。

【表】令和7年の所得に課される住民税(令和8年度分住民税)の「壁」の例

春日井市	小牧市	名古屋市
107万円	103万円	110万円

※各市町村ホームページ(令和7年11月7日時点)より弊法人作成。



従って、今まで所得税の「壁」と住民税の「壁」にはあまり差がありませんでしたが、令和7年の所得に課されるこれらの税金の「壁」は差が広がったため、今後は「所得税は課税されないが住民税は課税される」という方がかなり増えるものと思われます。

現状では令和8年の所得に対する課税も同じルール、令和9年は所得によっては所得税の減税額が縮小する、ということになっていますが、今後は「給付付き税額控除」という新しい仕組みが導入される気配もあり、またすぐにルールが変わる可能性もありそうです。

ところで、もう一つ「壁」として知られるものに、社会保険料の「130万円の壁」(会社によっては「106万円の壁」)があります。社会保険に入っている人の家族で要件を満たす人は、収入が給与のみの場合はこの「壁」より収入が低ければ社会保険料を負担しなくてよくなります。ほとんどのケースにおいて、「壁」を超えた時の影響が最も大きいのはこの社会保険料の「壁」となりますので、所得税や住民税の「壁」が引き上げられたとしても「130万円の壁(または106万円の壁)」は変わらず意識しないといけないものとなります。



## あたりまえ～あたりまえ～あたりまえ体操

文責：大脇

こんにちは。つんとした冷たい空気に、ひんやりとした風。もう季節はすっかり冬ですね。

さて、11月4日、5日と事務所は臨時休業をいただきました。もうご存知の方も多いかとは思いますが、例年より少し遅い社員旅行に行ってきました。

ここ最近は田んぼが忙しく居残りをしていましたが、久しぶりの参戦！以前よりもメンバーが若いせいか「世代交代」も薄々感じつつ、ジャングリアに国際通りに鉄板焼きに…まさにギュウギュウに詰め込まれたスケジュールにヒーヒー言いつつ楽しませていただきました。🌴



国際通りの公設市場近くの果物屋さんでは、気前のいい後輩にアップルバナナをごちそうになりました。これはおいしい！と、お土産にもアップルバナナと島バナナとNさんオススメのスナックパイン(人生初)を買いました。アップルバナナのおいしさに検索すると、あれ？(心の故郷)ウガンダで栽培されている！？思わず現地のスタッフへLINE。その後ウガンダから送られてきた写真を見ると…あれ？現地で見慣れたバナナと沖縄で食べたバナナって…、おっ、同じじゃないかしら。ウガンダスタッフに聞いたら案の定「アップルバナナだよ」とのこと。ウガンダへ行くようになって15or16年…ずっとモンキーバナナと思い込んでいた&現地では当たり前すぎるから誰もバナナの説明はしてくれず。思い込みってこわいっ！



【ウガンダの市場の写真。  
沖縄じゃないの、って？  
沖縄の映える写真が撮れなかったんです。】

＜次のページへ続く＞

＜前のページからの続き＞

思い込みと言えば…労働環境の安全対策を考える上で大きく考慮する必要のある要素とは、労働環境に直接関わる部分と、人的なミスである「ヒューマンエラー」と呼ばれるものです。労働における安全対策において、ヒューマンエラーは切っても切り離せないものであり、感情のある人間だからこそ発生するものです。独立行政法人労働安全衛生総合研究所の高木元也氏は、人的なミスの原因を以下のように 12 種類に分類しています。

- |              |             |                |
|--------------|-------------|----------------|
| ① 無知、未経験、不慣れ | ⑤ 集団欠陥      | ⑨ 錯覚           |
| ② 危険軽視、慣れ    | ⑥ 近道・省略行動本能 | ⑩ 中高年の機能低下     |
| ③ 不注意        | ⑦ 場面行動本能    | ⑪ 疲労等          |
| ④ 連絡不足       | ⑧ パニック      | ⑫ 単調作業等による意識低下 |

ヒューマンエラーを単純なミスと考えず、その原因を掘り下げるとなれば様々な根本的問題があるとされているわけです。これらを考慮して安全対策を強化する場合には、ヒューマンエラーが起こっても安全が確保される対策とヒューマンエラーが起こらないための安全対策の 2 つがメインの候補となり得ます。前者としては、安全対策器具や機器によるハード面の整備がメインとなります。後者については、安全衛生教育などによる学習や作業員の適切な休憩・休暇の確保等、作業従事者の能力から、現場管理という視点まで幅広く考えなければなりません。

「うちは大丈夫」と思い込まず、今一度、「教育」「装備」「設備」の 3 点を中心にして、安全対策がしっかりと成立しているかどうか、安全対策への配慮がしっかりと行き届いているかどうかを振り返ってみてはいかがでしょうか。



経営  
情報

## 12月2日以降、健康保険証が使用できなくなります！

文責：秦

7月末で国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康保険証の有効期限は終了しましたが、いよいよ 12 月 1 日に全ての健康保険証の有効期限が満了になり、お手元にある従来の健康保険証は使用できなくなります。

12 月からはどうすればいいのか？ 12 月 2 日以降は「マイナ保険証」の利用が基本となります。

マイナンバーカードをお持ちの方は、医療機関・薬局で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置き、顔認証等の本人確認をして申し込めば利用可能になります。

マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）すべての方に、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されています。

交付対象者は以下の通りです。

＜申請によらず交付される方＞

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、登録解除者
- ・後期高齢者医療制度にご加入の方や、新たに加入される方（令和 8 年 7 月末までの暫定措置）

＜申請により交付される方＞

- ・マイナンバーカードでの受診等に対して配慮が必要な方で（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付申請をした方
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方

送付対象者には 7 月下旬から 10 月下旬にかけて資格確認書が郵送されていますので、今一度ご自身の保険証の状況を確認することが大切です。

【参考】厚生労働省 資格確認書について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_45470.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html)

## ストーンミュージアムでお宝発掘？

文責：嶋根

先日、友人親子と一緒に岐阜県中津川市にあるストーンミュージアムに行ってきました。

この日はたまたまクラシックカーのイベントが開催されていて、おしゃれにデニムを着こなしたおじさま方が、素敵なお車がたくさん並ぶ中で歓談を楽しんでいらっしゃいました。

そんな素敵なお車に興味をもたない娘たちに引っ張られ私たちが向かったのは、ここでの目的の一つ目：ピラミッドの巨大迷路。大きなピラミッドの中が巨大迷路になっています。



中に入つてみると、人とすれ違うのがギリギリ程度の狭い空間の中、ひたすらゴールを目指して歩きます。だんだん方角もわからなくなるほどたくさん迷いましたが、10分程度でやっとゴール！「楽しかった！もう一回！」など子供たちから嬉しい感想をたくさん聞くことができました。



次に目的二つ目：宝石探し体験！こちらは制限時間20分で人工のせせらぎから約30種類の貴石・宝石を探します。子供以上に私たち大人も真剣。実は砂を平たくならしている係のお姉さんの近くで宝石探しをすると、不思議と良いことが……？笑。

うちの娘は奇跡の鍵を見つけることができ店員さんに鈴を鳴らしてもらえ、パワーストーンと交換をしてもらっていました。その後は自分たちが見つけた石のパワーを調べて、ドキドキわくわくの本当に楽しい体験となりました。



それ以外にも、鉱山体験館の中で小さな石をびっしり詰めた長い足つばロードがあり、みんなで挑戦しましたが、子供はヒヨイヒヨイ、親は絶叫……（泣）。

芝生の滑り台やロッククライミング、石積みなども楽しめ、帰りの車内で「明日も行きたい！」と言ってもらうことができ、親も子供も大笑いで一日を満喫することができました。



## 12月の税務

- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分納付 納付期限…12月中において各自治体の条例で定める日
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）、4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…1月5日（月）

## 無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を隨時実施いたしております。  
日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

## 三上税理士法人

### ■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

### ■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二力丘1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

### ◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info